

# 保険医及び保険薬剤師が使用することができる 医薬品の対象薬剤の追加について

## 第1. 対象薬剤の現状

- 1 保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）には、薬価基準に収載されている医薬品に加え、薬剤の費用が診療報酬上の点数に含まれている医薬品等も含まれている。
- 2 薬価基準には収載されず、薬剤の費用が診療報酬上の点数に含まれている医薬品については、保険償還価格を定めない使用医薬品として保険診療下での使用が認められている（参考1）。

例) FDGスキャン注

無水エタノール注「フソー」、同「ファイザー」  
アイノフロー吸入用800ppm 等

## 第2. 対象薬剤の追加

オラネキシジングルコン酸塩製剤については、手術時のみに使用される外皮用殺菌剤であり、薬剤の費用は手術の所定点数に含まれることになるため（参考2）、保険償還価格を定めない使用医薬品に加えることとする。

<オラネキシジングルコン酸塩製剤>

【販売名】

オラネジン消毒液1.5%、オラネジン液1.5%消毒用アプリケーション10mL、同25mL  
（株式会社大塚製薬工場）

【効能又は効果】

手術部位（手術野）の皮膚の消毒

【用法及び用量】

本剤を適量塗布する。

【薬理作用】

殺菌作用

【主な副作用】

適用部位皮膚炎、適用部位紅斑、適用部位そう痒感 等

【承認状況】

平成27年7月3日薬事承認

【保険適用予定日】

平成27年8月31日

(参考 1)

◎ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）

第一～五 （略）

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（平成二十六年十月一日以降においては別表第 1 に記載されている医薬品を、平成二十七年四月一日以降においては別表第 2 に記載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第 4 に記載されている医薬品を、平成二十八年四月一日以降においては別表第 7 に記載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第 3 に記載されている医薬品（平成二十七年四月一日以降においては別表第 5 に記載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第 6 に記載されている医薬品を除く。）

第七～十三 （略）

第十四 薬担規則第九条本文及び療担基準第三十一条本文の厚生労働大臣が定める保険薬剤師の使用医薬品

第六に規定する医薬品

第十五 （略）

(参考 2)

◎ 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）

第 10 部 手術

<通則>

1～4 （略）

5 手術に当たって通常使用される保険医療材料（チューブ、縫合糸（特殊縫合糸を含む。）等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿及び絆創膏等）、外皮用殺菌剤、患者の衣類及び 1 回の手術に使用される総量価格が 15 円以下の薬剤の費用は手術の所定点数に含まれる。

ただし、別に厚生労働大臣が定める特定保険医療材料及び 1 回の手術に使用される総量価格が 15 円を超える薬剤（手術後の薬剤病巣撒布を含み、外皮用殺菌剤を除く。）については、当該手術の所定点数の他に当該特定保険医療材料及び薬剤の費用を算定できる。

6～23 （略）